

店頭外国為替証拠金取引説明書

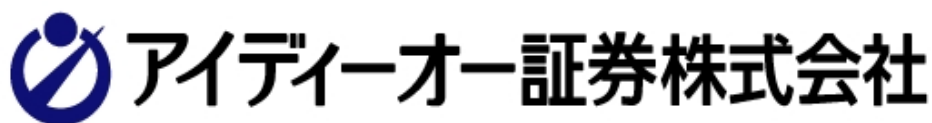
－ マスターFX2 －

(取引ガイド)

はじめに

店頭外国為替証拠金取引をされるに当たっては、本説明書の内容を十分に読んでご理解下さい。店頭外国為替証拠金取引は、取引対象である通貨の価格の変動により損失が生ずることがあります。店頭外国為替証拠金取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。したがって、取引を開始する場合又は継続して行う場合には、本説明書のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分に研究し、自己の資力、取引経験及び取引目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第8号



〒100-6217 東京都千代田区丸の内一丁目11番1号 Tel : 0120-805-610 Fax : 03-5221-5120

加入協会：社団法人金融先物取引業協会会員番号：1147

目 次

第1章 リスクについて

- 1-1. 店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について…………… 4
- 1-2. 店頭外国為替証拠金取引における主なリスク…………… 5

第2章 お取引について

- 2-1. マスターFX2取引ルール…………… 8
- 2-2. 店頭外国為替証拠金取引の手続きについて…………… 13
- 2-3. 本人確認書類の提出…………… 15
- 2-4. 店頭外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為…………… 16

第3章 その他

- 3-1. 区分管理について…………… 18
- 3-2. 当社の概要…………… 20
- 3-3. 金融商品取引法における特定投資家制度の説明…………… 21
- 3-4. 店頭外国為替証拠金取引に関する主要な用語…………… 23

本説明書は、金融商品取引業者が金融商品取引法第37条の3の規定に基づき顧客に交付する書面で、同法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引のうち同項第1号に規定する取引に該当する通貨の売買取引である店頭外国為替証拠金取引について説明します。

第1章 リスクについて

1-1. 店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について

店頭外国為替証拠金取引は、元本や利益が保証された商品ではありません。証拠金取引であるため、実際の取引金額が証拠金の額に比べて大きく、取引対象である通貨の価格の変動により損失が生ずることがあります。また、取引対象である通貨の金利の変動によりスワップポイントが受取りから支払いに転じることもあります。さらに、取引金額がその取引についてお客様が預託すべき証拠金の額に比して大きいため、その損失の額がお客様の預託した証拠金の額を上回ることがあります。

- (1) 相場状況の急変により、売付け価格と買付け価格のспレッド幅が広がったり、意図した取引が出来なかつたりする可能性があります。
- (2) 取引システム又は金融商品取引業者およびお客様を結ぶ通信回線等が正常に作動しないことにより、注文の発注、執行、確認、取消などが行えない可能性があります。
- (3) 手数料は、商品又は通貨の組合せにより異なります。詳しくは当社ホームページ上の「マスターFX2取引要綱」をご参照下さい。
- (4) お客様が注文執行後に当該注文に係る契約を解除すること(クーリングオフ)は出来ません。
- (5) 当社は、お客様との取引から生じるリスクの減少を目的とするカバー取引を次の業者と行っています。
ドイツ銀行、UBS銀行、RBS銀行、香港上海銀行、バークレイズ銀行、スタンダード・チャータード銀行、三井住友銀行、シティバンク銀行、JPモルガン・チェース銀行(以上、銀行業)
ゴールドマンサックス証券、外為オンライン(以上、金融商品取引業)
- (6) お客様から預託を受けた証拠金は、その全額を日証金信託銀行株式会社の金銭信託口座に当社の自己の資金とは区分して管理しております。

当社「店頭外国為替証拠金取引」におけるお客様からのご注文は、当社によって執行され、お客様と当社との契約上の取引(以下、「本取引」という。)を行います。なお、当社は、本取引により生じ得る当社の損失の減少を目的として、上記に掲げたカバー取引先金融機関との間でカバー取引を行っております。本取引については当社が全責任を負っており、カバー取引先金融業者とお客様との間には一切の契約関係はないため、カバー取引先金融業者が、本取引にかかるお客様からのご質問、ご照会に応じることはなく、本取引より生じ得る損失等についてお客様が直接カバー取引先金融業者に請求権を持つことはありませんので、ご承知おきください。

また、カバー取引先金融業者は、予告なく追加変更されることがありますので、最新情報は、当社HP上にて、ご確認願います。

1-2. 店頭外国為替証拠金取引における主なリスク

(1) 為替変動リスク

外国為替市場では、各国の経済環境、金利動向等により 24 時間常に行きわたる為替レートが変動しております（土日・一部の休日を除く）。店頭外国為替証拠金取引は、ある通貨を対価として、その通貨以外の通貨を売買する取引を指しますが、値幅制限もなく短期間で大きく変動する場合もあり、変動によっては為替差損が発生します。また、その損失はお客様が当社に預託された額を超える可能性もあります。

(2) レバレッジ効果リスク

店頭外国為替証拠金取引では、レバレッジ（てこの作用）による高度なリスクが伴います。実際の投資した資金に比べて大きな取引が可能のため、大きな利益が期待できる反面、相場が思惑に反した場合には損失も大きくなります。マーケットがお客様のポジションに対して不利な方向に変動し、当社の定めるロスカット値を割った時、自動的に成行注文にて決済いたします。証拠金取引では預託した資金に対し過大なポジションを保有することにより、相対的に小さな資金で大きな利益を得ることが可能ですが、逆に、預託した資金をすべて失う、あるいは預託した資金を超えて損失を被る可能性も同時に存在します。

(3) 流動性リスク

マーケットの状況によっては、お客様が保有するポジションを決済することや、新たにポジションを保有することが困難となる場合があります。外国為替市場には値幅制限がなく、特別な通貨管理が行われていない日本円を含む主要通貨の場合、通常高い流動性を示しています。しかし、主要国での祝日や、ニューヨーククローズ間際、週はじめのオープンにおける取引、あるいは普段から流動性の低い通貨での取引は、当社の通常の営業時間帯であってもマーケットの状況によっては、レートの提示が困難になる場合もあります。また、天変地異、政変、戦争、為替管理政策の変更、同盟罷業等の特殊な状況下での特定の通貨の取引が困難または不可能となる可能性もあります。

(4) 金利変動リスク

店頭外国為替証拠金取引では、通貨の交換を行うと同時に金利の交換も行われ、ロールオーバー時にポジションを保有している場合、スワップポイントの受払いが発生します。スワップポイントは、2 通貨間金利差から算出され、各国の景気や政策など様々な要因による金融情勢を反映した市場金利の変化に応じて、日々変化します。そのため、その時々の金利水準等によってスワップポイントの受払いの金額が変動します。

(5) 相対取引リスク

マスター F X 2 はお客様と当社との相対取引であり、当社の信用状況によっては損失を被る危険性があります。また、当社が提示する為替レートは他の情報（テレビやインターネット等）とは同一ではなく、不利な価格で成立する可能性もあります。

(6) カバー取引先リスク

マスター F X 2 では、お客様からの注文をインターバンク市場にてカバー取引を行っており、カバー取引先においてカバー取引が出来ない状況になった場合、お客様の取引が不可能、または制限されます。

(7) ロスカットリスク

マスターF×2では、一定の間隔で行われる時価評価により、有効証拠金がロスカット値以下（取引ルール15 ロスカット参照）の状態を更新された場合、未決済ポジションの全てが決済されます。下記の場合には執行される価格がロスカット値から大きく乖離することがあり、お客様が当社に預託された金額を超える損失が生じる可能性もあります。

- ・相場状況が急変した場合
- ・土曜日の終値と月曜日の始値が乖離している場合
- ・メンテナンスの開始前の価格と終了後の価格が乖離している場合（臨時メンテナンスを含む）
- ・インターバンク市場において出合レートがない場合

なお、発生した不足額はお客様が当社へ速やかに入金するものとします。

(8) 逆指値注文リスク

マスターF×2での逆指値注文は、下記の場合には注文した価格から大きく乖離して約定することがあります。

- ・相場状況が急変した場合
- ・土曜日の終値と月曜日の始値が乖離している場合
- ・メンテナンスの開始前の価格と終了後の価格が乖離している場合（臨時メンテナンスを含む）
- ・インターバンク市場において出合レートがない場合。また、逆指値注文は値幅制限がないことから必ずしも損失が想定した範囲であるとは限りません。

(9) 指値注文リスク

マスターF×2での指値注文は、注文した価格で約定します。したがって、約定した価格は、注文時点の提示レートより不利なレートになる場合があります。

(10) スリッページリスク

マスターF×2での取引注文では、注文時の提示レートと約定レートが変動することがあります。このとき、注文時の提示レートより不利なレートで成立することがあります。

※指値注文は注文した価格で約定しますので、スリッページは発生しません。

(11) 個人情報に関するリスク

マスターF×2を利用するにあたり、使用するログインID・パスワード等の個人情報が窃盗・盗聴等により第三者に漏れた場合、その第三者がお客様の個人情報を悪用することによりお客様が損失を被る可能性があります。

(12) 電子取引システムリスク

電子取引システムの場合、お客様および当社の通信機器故障、通信回線の障害、情報配信の障害、あるいは電子取引システムそのものの障害等により、一時的または一定期間、お客様の取引が不可能になる場合があります。また、取引は出来ても配信されるレート・情報が誤配および遅配により、実勢とはかけ離れたレートでの約定、および約定されたものが取消される可能性があります。この場合の当該取引については当社の判断により対応させていただきます。

(13) 取引証拠金・スワップポイント・取引手数料の変更リスク

取引証拠金・スワップポイント・取引手数料はマーケットの状況、各国の金利政策の動向等により、お客様に事前に通知することなく変更する場合があります。また、それに伴い資金の追加が必要になったり、ロスカット値が近くなったりする可能性もあります。

(14) 関連法規の変更リスク

店頭外国為替証拠金取引に係る関連法規の変更等により、現状より不利な条件での取引となる可能性があります。

(1)～(14)のリスクは、マスターFX2における主なリスクについて記載したのですが、これが全てのリスクとは限りません。

第2章 お取引について

店頭外国為替証拠金取引とは、証拠金を預託することにより、銀行間での外国為替直物取引の商慣行である通常2営業日後に実行される受渡し期日を、決済取引を行わない場合には繰り延べすることで、決済するまでポジションの継続を可能にした取引をいいます。

2-1. マスターFX2取引ルール

ルール1 取引形態

マスターFX2はインターネットを利用したオンライン取引とします。

ルール2 取引単位

マスターFX2における各通貨の取引単位は当社ホームページ上の「マスターFX2取引要綱」をご参照下さい。

ルール3 呼び値の最小変動幅

呼び値の最小変動幅は0.1PIP（クロス円＝0.1銭）とします。

ルール4 取引証拠金

- (1) 取引証拠金は通貨ペア及び商品毎に異なります。取引証拠金については、当社ホームページ上の「マスターFX2取引要綱」をご参照下さい。
- (2) 取引証拠金は為替変動により変更されることがありますので、為替相場の変動次第で資金の追加が必要になる場合もあります。

ルール5 スワップポイント

- (1) 各通貨の金利差に基づき算出される額をスワップポイントとといいます。
- (2) スワップポイントは金利の高い通貨を買った（低い通貨を売った）場合には受取ることができます。金利の低い通貨を買った（高い通貨を売った）場合には支払いとなります。
- (3) スワップポイントは各国の金利情勢等により変動しますので、状況によっては金利の高低に関係なく、受取りが支払いに転じる場合があります。

ルール6 口座資産の評価

お客様の保有するポジションについては、当社の提示するレートにより適宜再評価（以下、預り評価という）されるものとします。

ルール7 返還可能額・新規注文可能額

口座資産から取引証拠金・評価損益（スポット損益・スワップ損益・取引手数料）・注文中証拠金・出金依頼額を引いた金額が正の場合、この金額が返還可能額であり新規注文可能額でもあります。

ルール8 取引手数料

マスターFX2にかかる手数料は、当社ホームページ上の「マスターFX2取引要綱」をご参照下さい。

ルール9 スプレッド

マスターFX2は、通貨の売付け価格と買付け価格にスプレッド（価格差）があります。スプレッドは通貨ペア毎に異なり、その値は常時変動します。また当社はお客様に提示する売付け価格を当社カバー取引先から供給される価格に応じて、通常OPIPから5PIP下の価格で決定し、買付け価格を同じくOPIPから5PIP上の価格で決定します。スプレッドについては当社ホームページ上の「マスターFX2取引要綱」をご参照下さい。

ルール10 証拠金等の入金

- (1) 当社への証拠金等の入金は、当社が利用する金融機関への振込によるものとします。振込手数料は、原則的にお客様負担とします。
- (2) お客様から預託を受ける証拠金は日本円のみです。有価証券または外貨等による充当はできません。
- (3) 証拠金の預託先はアイディーオー証券株式会社です。

ルール11 証拠金の出金

- (1) 預託すべき証拠金の金額を超過して預託している場合、超過している金額の全部又は一部を返還請求することができます。
- (2) 当社からの証拠金の出金は、ご登録頂いている金融機関口座への振込によるものとします。手数料は原則として当社にて負担します。
- (3) 出金可能額は返還可能額の範囲内となりますが、全額出金を除く出金のご依頼につきましては、1件あたり5,000円以上とさせていただきます。ポジションをお持ちの場合は急激な相場変動を考慮した出金をお奨めします。
- (4) 出金を依頼された場合、原則として翌日（金融機関の営業日）から2営業日後までにお客様の金融機関口座に振込まれます。但し、年末年始、ゴールデンウィーク等の祝祭日については、金融機関の営業日に基づき、当社ホームページにて案内するものとします。

ルール12 差金決済に伴う金銭の授受

転売又は買戻しに伴うお客様と当社との間の金銭の授受は、次の計算式により算出した金銭を授受します。

1. 対円通貨ペア取引（決済約定レート - 新規約定レート）× 取引数量 + 累積スワップポイント
2. それ以外の通貨ペア取引（決済約定レート - 新規約定レート）× 取引数量 × 円貨レート + 累積スワップポイント

※円貨レートとは下記例のように右側に標記される通貨の実勢売付け価格のことをいいます。

（例：EUR/USD の場合、USD/JPY の実勢売付け価格）

ルール13 決済期限の繰り延べ

外国為替直物市場は取引の2営業日後に外貨とその対価の交換を実施します。しかし、マスターFX2はポジションのロールオーバー（ポジションの決済日を翌日以降に繰り延べること）を行うことで、ポジションを維持継続するので決済期限はありません。つまり、お客様がポジションを決済するまで保有し続けます。また、ロールオーバーは、実質的に

は売付けた通貨を借り入れ、買付けた通貨を預け入れることになるので、その借入金利と預入金利との間の金利差に相当するスワップポイントを当社との間で授受します。同じ通貨の組合せについてのスワップポイントは、お客様が受取の場合の方がお客様が支払う場合よりも小さくなっています。また、売買ともにお客様の支払いとなることもあります。

ルール 14 有効証拠金

有効証拠金とは、口座資産に評価損益（スポット、スワップ）を加えたものから、注文中証拠金と出金依頼額を差し引いたものです。

ルール 15 ロスカット

（1）マスターFX2では、原則1分以内の間隔で行われる時価評価により有効証拠金（ルール14参照）が、各コースに定められたロスカット値を下回った場合、損失の拡大を防ぐ為、お客様が保有する全てのポジションを成行注文で決済いたします。また、その際に、約定されていない指値注文等についても全て取消されます。（※）

| 取引コース名 | ロスカット値 |
|----------------|-------------|
| スペシャルレバレッジコース | 取引証拠金の70%の額 |
| スーパーハイレバレッジコース | 取引証拠金の25%の額 |
| スタンダードコース | 取引証拠金の25%の額 |
| ローレバレッジコース | 取引証拠金の25%の額 |

例1：スペシャルレバレッジコースの場合 有効証拠金¥10,000でUSD/JPY（取引証拠金¥10,000のとき）を1枚買付けた場合、USD/JPYのBidレートが買付け価格より30銭以上下落するとロスカットとなります。（他にポジションがなく、またスワップポイントを考慮しない場合。）

例2：スーパーハイレバレッジコースの場合 有効証拠金¥30,000でUSD/JPY（取引証拠金¥30,000のとき）を1枚買付けた場合、USD/JPYのBidレートが買付け価格より2円25銭以上下落するとロスカットとなります。（他にポジションがなく、またスワップポイントを考慮しない場合。）

例3：スタンダードコースの場合 有効証拠金¥100,000でUSD/JPY（取引証拠金¥100,000のとき）を1枚買付けた場合、USD/JPYのBidレートが買付け価格より7円50銭以上下落するとロスカットとなります。（他にポジションがなく、またスワップポイントを考慮しない場合。）

例4：ローレバレッジコースの場合 有効証拠金¥300,000でUSD/JPY（取引証拠金¥300,000のとき）を1枚買付けた場合、USD/JPYのBidレートが買付け価格より22円50銭以上下落するとロスカットとなります。（他にポジションがなく、またスワップポイントを考慮しない場合。）

※ロスカット判定（原則1分以内の間隔で行われる時価評価）処理及び決済注文処理は、その時の相場状況（流動性の低下、カバー先との注文状況等）や対象となるデータ量等により、必ずしも1分以内に処理が完了するとは限りません。その為、ロスカット約定価格と乖離して約定する場合があります、預託資金以上の損失が発生する可能性があります。当社ではロスカット約定価格が乖離した分の差額の補填及び約定値の修正等を行いません。また、ロスカット判定後に全ポジションを成行注文にて決済するため、ロスカット値及び判定値を保証するものではありません。

- (2) ロスカットはお客様の大切な資産を保全するための措置ですが、相場の状況等により執行される価格がロスカット約定価格から大きく乖離することがあり、お客様が当社に預託された金額を上回る損失が生じる可能性もあります。仮に証拠金の額以上の損失が発生した場合においても、当社は一切の責任を負わないものとします。発生した不足額はお客様が当社へ速やかに入金するものとします。
- (3) テレビやインターネットなどの情報と当社の価格とは異なる場合がありますことをご了承下さい。
- (4) 当社のお客様が保有しているポジションを維持継続するために、大幅な為替相場変動が発生することを考慮し、余裕を持った資金の預託をお奨めしています。
- (5) ロスカットはサービス停止時間（臨時メンテナンスも含む）には執行されません。

ルール 16 取引対象通貨

マスターFX2では米ドル・加ドル・ユーロ・英ポンド・スイスフラン・豪ドル・ニュージーランドドル・円等主要各国通貨の組合せにより取引ができます。取引対象通貨については当社ホームページ上の「マスターFX2取引要綱」をご参照下さい。

ルール 17 注文形態

マスターFX2では以下の注文が行えます。

- 成行注文 ●指値注文 ●逆指値注文 ●IFD注文
 - OCO注文 ●IFDO注文 ●トレール注文
 - ポジション集計決済(同じ通貨ペアで複数ポジションある場合、集計し決済できます。)
- ※注文内容は値動きにより制限を受けることがあります。
※取引システムの機能変更等により、注文形態の種類が変更される場合があります。

ルール 18 注文の有効期限

成行注文以外の注文では、注文受付に際し有効期限の指示をしていただきます。有効期限は、当日限り（ニューヨーククローズ時間まで）・無期限・指定期限の3パターンです。無期限の注文は取消を行うまで有効になります。

ルール 19 利用時間

- (1) 米国標準時間の適用期間中は月曜日午前7時～土曜日午前6時55分
- (2) 米国サマータイムの適用期間中は月曜日午前7時～土曜日午前5時55分

※主要海外市場が休場の場合はこの限りではありません。
※取引システムの保守時間帯（臨時メンテナンスを含む）は利用できません。
※マスターFX2の利用時間をお客様に事前に通知することなく変更する場合があります。

ルール 20 ロールオーバーの時間

米国標準時間の適用期間中は火曜日～土曜日の午前6時55分～午前7時14分、米国サマータイムの適用期間中は午前5時55分～午前6時14分に行われます。
※この時間は、サービス停止（メンテナンス）時間（ルール21）となります。

ルール 21 サービス停止（メンテナンス）時間

- (1) 米国標準時間の適用期間中は火曜日～金曜日の午前 6 時 55 分～午前 7 時 14 分、土曜日午前 6 時 55 分～午後 12 時

なお、土曜日の午後 12 時～月曜日の午前 7 時までは成行注文以外の登録は可能とするが、執行は不可とします。

- (2) 米国サマータイムの適用期間中は火曜日～金曜日の午前 5 時 55 分～午前 6 時 14 分、土曜日午前 5 時 55 分～午後 12 時

なお、土曜日の午後 12 時～月曜日の午前 7 時までは成行注文以外の登録は可能とするが、執行は不可とします。

※マスター F X 2 のサービス停止時間をお客様に事前に通知することなく変更する場合があります。

※上記メンテナンスの他に、臨時メンテナンスを実施する場合があります。

ルール 22 税金について

個人が行った店頭における店頭外国為替証拠金取引で発生した益金（売買による差益及びスワップポイント収益）は、「雑所得」として総合課税の対象となりますので、雑所得が年間（1 月 1 日から 12 月 31 日まで）20 万円を超えた場合には、確定申告をする必要があります。詳しくは、最寄りの税務署もしくは、税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。法人が行った店頭外国為替証拠金取引で発生した益金は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に参入されます。

金融商品取引業者は、顧客の店頭外国為替証拠金取引について差金等決済を行った場合には、原則として、当該顧客の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当該金融商品取引業者の所轄税務署長に提出します。

2-2. 店頭外国為替証拠金取引の手続きについて

お客様が当社と店頭外国為替証拠金取引を行う際の手続きの概要は、次のとおりです。

1. 取引の開始

(1) 本説明書の交付を受ける

はじめに、当社から本説明書が交付されますので、店頭外国為替証拠金取引の概要やリスクについて十分ご理解のうえ、ご自身の判断と責任において取引を行う旨の確認書をご提出、もしくは電磁的方法(オンライン口座開設時)にてご承諾下さい。

(2) 店頭外国為替証拠金取引口座の設定

店頭外国為替証拠金取引の開始にあたっては、あらかじめ当社に口座開設申込書・店頭外国為替証拠金取引に関する確認書・個人情報の提供に関する同意書を差入れ、店頭外国為替証拠金取引口座を設定していただきます。その際ご本人である旨の確認書類をご提出いただきます。

2. 新規注文の指示

店頭外国為替証拠金取引の注文をするときは、当社の取扱い時間内に、インターネットを通じ各種端末において次の事項を正確に当社に指示して下さい。

1. 取引通貨ペア
2. 売付取引又は買付取引の別
3. 注文数量
4. 価格(指値、成行等)
5. 注文の有効期間
6. その他お客様の指示によることとされている事項

3. 証拠金の差入れ

店頭外国為替証拠金取引の注文をするときは、当社に所定の証拠金を差入れていただきます。また、証拠金に一定限度を超える不足額が生じるなど、証拠金の追加差入れが必要なときは、これに応じていただきます。当社は、証拠金を受け入れたときは、お客様に受領書を交付します。

4. 決済注文の指示

当社の店頭外国為替証拠金取引は、ポジションを指定後、反対売買して決済いただきます。なお、同一の通貨組合せの売建玉(売ポジション)と買建玉(買ポジション)を同時に持つこと(「両建て」といいます。)については、お客様にとって、買付け価格と売付け価格の差、手数料及び証拠金を二重に負担すること、支払いのスワップポイントと受取りのスワップポイントの差を負担することなどのデメリットがあり、経済合理性を欠くおそれがあります。

5. 注文をした取引の成立

注文をした取引が成立したときは、当社は成立した取引の内容を明らかにした約定通知書をお客様に交付します。

6. 消費税の取扱い

消費税等（消費税、地方消費税）は発生致しません。

7. 未決済ポジション、証拠金等の報告

当社は、お客様に取引状況をご確認いただくため、毎日のお客様の店頭外国為替証拠金取引の未決済ポジション、証拠金及びその他の未決済勘定の現在高を取引システムにて提供しております。

8. 電磁的方法による書面の交付

当社からの書面の交付を電磁的方法により受けることを承諾する場合は、その旨書面または電磁的方法（オンライン口座開設時）による同意をして下さい。

主な交付書面

取引システム

- ・ 約定取引明細・注文履歴明細・入出金明細・スワップ明細表
- ・ 金融商品取引年間報告書・金融先物に係る建玉、証拠金等現在残高報告書
- ・ 金融商品取引報告書・口座資産入出金報告書・月間取引残高報告書

電子メール

- ・ 約定通知メール・入出金に係る報告書

ホームページ・電子メール・取引システム

- ・ 重要な内容の変更の通知
- ・ その他当社または法令にて必要とした通知及び報告書

9. その他

当社からの通知書や報告書の内容は必ずご確認のうえ、万一、記載内容に相違又は疑義があるときは、速やかに当社の取扱い責任者に直接ご照会下さい。

店頭外国為替証拠金取引の概要、取引の手続き等について、詳しくは当社にお尋ね下さい。

2-3. 本人確認書類の提出

平成 20 年 3 月 1 日より「犯罪による収益の移転防止に関する法律（犯罪収益移転防止法）」が施行されました。この法律は、特定事業者（金融機関、非金融業者、職業的専門家等）がお客様の氏名・住所及び生年月日等の確認及びお客様の取引記録を保存することで、特定事業者がテロリズムの資金隠しや、マネー・ローンダリングに利用されることを防ぎ、犯罪による収益の移転防止を目的としています。本人確認書類の種類についてはホームページにて公開しております。

本説明書は、法令の変更・監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改訂されることがあります。その改訂内容はホームページに公開するなど当社の方法によりお知らせいたします。なお、改訂内容が、お客様の従来の権利を制限するもの、もしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、当社がその都度定める期日までに異議の申出を願います。期日までに申出がない場合、お客様はその変更にご同意いただいたものとして取扱います。

2-4. 店頭外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為

金融商品取引業者は、金融商品取引法により、お客様を相手方とした店頭外国為替証拠金取引、又はお客様のために店頭外国為替証拠金取引の媒介、取り次ぎ若しくは代理を行う行為（以下、「店頭外国為替証拠金取引行為」といいます。）に関して、次のような行為が禁止されていますので、ご注意ください。

- (1) 店頭外国為替証拠金取引契約（お客様を相手方とし、又はお客様のために店頭外国為替証拠金取引行為を行うことを内容とする契約をいいます。以下同じです。）の締結又はその勧誘に関して、お客様に対し虚偽のことを告げる行為
- (2) お客様に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げて店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為
- (3) 店頭外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘の要請をしていないお客様に対し、訪問し又は電話をかけて、店頭外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘をする行為（ただし、金融商品取引業者が継続的取引関係にあるお客様（勧誘の日前1年間に、2以上の店頭金融先物取引のあった者及び勧誘の日に未決済の店頭金融先物取引の残高を有する者に限ります。）に対する勧誘及び外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人に対する為替変動リスクのヘッジのための勧誘は禁止行為から除外されます。）
- (4) 店頭外国為替証拠金取引契約の締結につき、その勧誘に先立って、お客様に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為
- (5) 店頭外国為替証拠金取引契約の締結につき、お客様があらかじめ当該店頭外国為替証拠金取引契約を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含みます。以下同じです。）を表示したにもかかわらず、当該勧誘をする行為又は勧誘を受けたお客様が当該店頭外国為替証拠金取引契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為
- (6) 店頭外国為替証拠金取引契約の締結又は解約に関し、お客様に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為
- (7) 店頭外国為替証拠金取引について、お客様に損失が生ずることになり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己又は第三者がその全部若しくは一部を補てんし、又は補足するため当該お客様又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該お客様又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為
- (8) 店頭外国為替証拠金取引について、自己又は第三者がお客様の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はお客様の利益に追加するため、当該お客様又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該お客様又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為
- (9) 店頭外国為替証拠金取引について、お客様の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はお客様の利益に追加するため、当該お客様又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させる行為
- (10) 本説明書の交付に際し、本説明書の内容について、お客様の知識、経験、財産の状況及び店頭外国為替証拠金取引契約を締結する目的に照らして当該お客様に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしないこと

- (11) 店頭外国為替証拠金取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
- (12) 店頭外国為替証拠金取引契約につき、お客様若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又はお客様若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含みます。）
- (13) 店頭外国為替証拠金取引契約の締結又は解約に関し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をする行為
- (14) 店頭外国為替証拠金取引契約に基づく店頭外国為替証拠金取引行為をすることその他の当該店頭外国為替証拠金取引契約に基づく債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させる行為
- (15) 店頭外国為替証拠金取引契約に基づくお客様の計算に属する金銭、有価証券その他の財産又は証拠金その他の保証金を虚偽の相場を利用することその他不正の手段により取得する行為
- (16) 店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する目的があることをお客様にあらかじめ明示しないで当該お客様を集めて当該店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為
- (17) あらかじめお客様の同意を得ずに、当該お客様の計算により店頭外国為替証拠金取引をする行為
- (18) 個人である金融商品取引業者又は金融商品取引業者の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます。）若しくは使用人が、自己の職務上の地位を利用して、お客様の店頭外国為替証拠金取引に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、又は専ら投機的利益の追求を目的として店頭外国為替証拠金取引をする行為
- (19) 店頭外国為替証拠金取引行為につき、お客様から資金総額について同意を得た上で、売買の別、通貨の組合せ、数量及び価格のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、金融商品取引業者がこれらに従って、取引を執行することを内容とする契約を締結する場合において、当該契約を書面により締結しないこと（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結する場合を除きます。）
- (20) 店頭外国為替証拠金取引行為につき、お客様に対し、当該お客様が行う店頭外国為替証拠金取引の売付け又は買付けと対当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいいます。）の勧誘その他これに類似する行為をすること
- (21) 通貨関連デリバティブ取引（店頭外国為替証拠金取引を含みます。）(22)において同じ)につき、顧客が預託する証拠金額（計算上の損益を含みます）が金融庁長官が定める額（平成22年8月1日以降は想定元本の2%、平成23年8月1日以降は同じく4%以下同じ）に不足する場合に、取引成立後直ちに当該顧客にその不足額を預託させることなく当該取引を継続すること
- (22) 通貨関連デリバティブ取引につき、営業日ごとの一定の時刻における顧客が預託した証拠金額（計算上の損益を含みます）が金融庁長官が定める額に不足する場合に、当該顧客にその不足額を預託させることなく当該取引を継続すること

第3章 その他

3-1. 区分管理について

当社では、金融商品取引法の規定に基づき、お客様から預託を受けた証拠金等の資金を、日証金信託銀行株式会社へ金銭信託を行う方法により当社の財産とは区分して管理しています。

信託保全の対象額（区分管理必要額）は、お客様より預託を受けた証拠金に、実現損益、評価損益及びスワップ損益を加減算した金額とし、毎営業日計算いたします。信託財産の元本評価額が区分管理必要額に満たない場合、満たないこととなった日の翌日から起算して2営業日以内に日証金信託銀行株式会社へ追加信託いたします。

受益者代理人について

当社では、受益者代理人として社外の弁護士および当社の内部管理統括責任者を選定しております。受益者代理人は、通常時に保全金額の照合等、資産の信託状況の監督を行います。また、当社破綻時には、受託銀行より受益者代理人である社外の弁護士を通じて返還します。

注意事項

- ・ 信託保全は、お客様からお預りした資産を保全するためのものであり、マスターFX2（店頭外国為替証拠金取引）の元本を保証するものではありません。
- ・ 日証金信託銀行は、当社から信託された資産の管理のみを行うこととなります。したがって、日証金信託銀行が当社に替ってお客様に対して資金などの支払義務を負うものではなく、お客様から日証金信託銀行に対して証拠金等の返還を直接請求することはできません。
- ・ お客様の証拠金は、毎営業日の午前7:00（ただし、米国東部時間が夏時間の場合は午前6:00）までに当社が確認できた入金額について、その翌営業日に金銭信託口座（外国為替顧客証拠金口）に入金します。
- ・ お客様は、当社に支払い停止、破産等の事由が生じた場合には、建玉の清算後、金銭信託口座（外国為替顧客証拠金口）で保管された金銭について、清算時の信託保全額に応じて、受益者代理人を通じて配分を受けることができます。この場合、お客様への証拠金等の返還は金銭信託口座（外国為替顧客証拠金口）で保管された金銭から諸費用を控除した額が配分の限度となり、清算時の信託保全額により按分されます。なお、受益者代理人を通じて配分を受けた証拠金相当額についての、お客様の当社に対する証拠金等の返還請求権は消滅します。
- ・ 当社の支払停止、破産等の事由が生じた際に、当社の過失故意や為替相場の短時間での大幅な変動等によりカバー取引を適切に行うことができていなかった場合や、当社のシステム障害等により区分管理必要額の総額を正しく算定できていなかった場合などには、金銭信託口座（外国為替顧客証拠金口）で区分管理された金銭が、証拠金等の総額に不足する場合があります。この場合には、お客様の証拠金等の一部が返還

されないことがあります。

- ・ 当社の破綻時に、金銭の配分を受けるには、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく本人確認手続きが必要となります。
- ・ 当社は、金銭信託口座（外国為替顧客証拠金口）を利用して区分管理を実施するため、またはお客様に金銭信託口座（外国為替顧客証拠金口）で区分管理された金銭を配分するために、必要があるときは、お客様の個人情報を受益者代理人および日証金信託銀行に提供することがあります。

3-2. 当社の概要

- 【商号】 アイディーオー証券株式会社
関東財務局長（金商）第8号〔金融商品取引業者〕
- 【代表者】 代表取締役社長 小澤明久
- 【創立年月日】 昭和23年4月22日
- 【所在地】 〒100-6217 東京都千代田区丸の内一丁目11番1号
- 【電話番号】 03-5623-5100（代表）
- 【資本金】 21億円（平成21年9月30日現在）
- 【事業内容】 金融商品取引業
- 【加入協会】 日本証券業協会（会社コード：0025）
（社）金融先物取引業協会（会員番号：1147）
- 【お問合せ及び苦情相談窓口】
フリーダイヤル：0120-779-969
E-mail：fxdesk@ido-sec.co.jp
ホームページ：（PC）<http://www.ido-sec.co.jp>
（モバイル）：<http://www.ido-sec.co.jp/i>

【お問合せ時間】 午前9：00～午後5：00（土日・インターバンク市場休場日を除く）

【沿革】

- 昭和23年04月 「更栄証券株式会社」設立
- 昭和24年02月 東京証券取引所に正会員登録
- 昭和43年04月 証券会社の免許制移行に伴う第1号、第2号、第4号の免許取得
- 昭和58年09月 「新潟大塚証券株式会社」と合併。同時に新潟証券取引所正会員登録
- 昭和59年04月 第3号（引受業務）の免許取得
- 昭和61年04月 「須々木証券株式会社」と合併。商号を「センチュリー証券株式会社」に変更。同時に大阪証券取引所正会員登録
- 昭和63年06月 外為法上の指定証券会社の認可取得
- 平成11年02月 証券業の免許制から登録制への移行に伴い、証券業登録
- 平成16年07月 「アクセス証券株式会社」と合併
- 平成18年06月 商号を「サンライズキャピタル証券株式会社」に変更
- 平成19年10月 商号を「アイディーオー証券株式会社」に変更
- 平成19年12月 日本ユニコム株式会社並びに日産センチュリー証券株式会社の外国為替証拠金取引、商品先物取引に係るオンライントレード部門及びその附帯する業務を承継し、両業務の取扱いを開始
- 平成20年03月 日産センチュリー証券の証券オンライントレード部門及びその附帯する業務を承継し、業務の取扱いを開始
- 平成21年05月 株式会社ISホールディングスへの株式譲渡により、同社連結子会社となる

3-3. 金融商品取引法における特定投資家制度の説明

1. 特定投資家制度とは

平成19年9月30日施行の金融商品取引法（以下、「法」といいます。）におきましては、お客様を「特定投資家」と「一般投資家」に区分して、金融機関は、金融商品の販売・勧誘を行うという特定投資家制度が設けられました。なお、マスターFX2は、法第2条第22項に規程する店頭デリバティブ取引に該当する店頭外国為替証拠金取引であり、特定投資家制度の適用を受けることとなります。お客様が、「特定投資家」に該当する場合には（後記2参照）、当社がお客様に金融商品を販売・勧誘するにあたり、当社が遵守すべき法律上のルール（行為規制）が、一部適用除外となります（後記3参照）。

2. 特定投資家に区分されるお客様

法律上、「特定投資家」に区分されるお客様は以下のとおりです。

- ① 地方公共団体
- ② 特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人
- ③ 投資者保護基金
- ④ 預金保険機構
- ⑤ 農水産業協同組合貯金保険機構
- ⑥ 保険契約者保護機構
- ⑦ 資産流動化法上の特定目的会社
- ⑧ 上場株券の発行会社（上場会社）
- ⑨ 取引の状況その他の事情から合理的に判断して資本金5億円以上と見込まれる株式会社
- ⑩ 金融商品取引業者又は特例業務届出者である法人
- ⑪ 外国法人
- ⑫ 適格機関投資家
- ⑬ 国
- ⑭ 日本銀行

※上記①～⑭の「特定投資家」に該当しないお客様は、原則として「一般投資家」となります。

お客様において以下の場合には、直ちに当社までお知らせ下さい。

- 現在は、上記①～⑭に該当せず「一般投資家」とされたお客様において、今後、上記①～⑭に該当することとなった場合（例えば、資本金の額を増加させて、5億円以上となった株式会社、新たに上場企業となった会社など）

3. 特定投資家に区分されるお客様に適用されないルール

前記1のとおり、「特定投資家」に該当するお客様（前記2参照）には、金融商品を販売・勧誘される際に当社が遵守すべき法律上のルール（行為規制）のうち以下のルールが、法第45条に基づき適用除外となります。なお、当社マスターFX2では、お客様が特定投資家に該当される場合であっても、一般投資家と同様に扱うこととし、当該適用除外ルールは適用しないことといたします。

○店頭デリバティブ取引（店頭外国為替証拠金取引）に係る適用除外ルール

- ① 広告等の規制（法第37条）
- ② 取引態様の事前明示義務（法第37条の2）
- ③ 契約締結前の書面の交付義務（法第37条の3）
- ④ 契約締結時等の書面の交付義務（法第37条の4）
- ⑤ 証拠金の受領に係る書面交付義務（法第37条の5）
- ⑥ 不招請勧誘の禁止（法第38条第3号）
- ⑦ 勧誘受諾意思不確認勧誘の禁止（法第38条第4号）
- ⑧ 再勧誘の禁止（法第38条第5号）
- ⑨ 適合性の原則（法第40条第1号）

4. 特定投資家から一般投資家へのご変更を希望されるお客様へ

「特定投資家」に該当されるお客様（上記2の①～⑩に該当するお客様）は、マスターFX2に係る勧誘、契約締結に際して、「一般投資家」として取り扱うようお申出をすることができます。「一般投資家」としてのお取扱いをご希望されるお客様は、マスターFX2に係る契約を締結される前までに、必ず当社所定の書面にてお申出下さい。お申出をいただいた場合は、当社より、承諾日、期限日（承諾日から起算して1年を経過する日）等を記載した承諾書面を交付し、承諾日以降期限日までは、お客様を「一般投資家」としてお取扱いさせていただきます（なお、承諾日以降は、期限日前に、「一般投資家」から「特定投資家」としてのお取扱いに戻ることはできません）。既に、マスターFX2に係る契約に際して、「一般投資家」とみなされることをお申出のうえ、当社から承諾書面を受領されている場合は、当該書面で記載された期限日以内の契約については、新たにお申出をいただくことなく、「一般投資家」として取扱いとなります。なお、承諾書面に記載された期限日後の契約については、新たに期限日以降も「一般投資家」としてみなされることを希望されるお申出をいただかないと、法律上は「特定投資家」としてのお取扱いとなりますので、ご注意ください。

特定投資家制度について、ご質問やご不明な点などがございましたら、カスタマーサポートまで、お問い合わせ下さいますようお願い申し上げます。

アイディーオー証券株式会社
為替営業部 カスタマーサポート
フリーダイヤル： 0120-805-610
e-mail： fxdesk@ido-sec.co.jp

3-4. 店頭外国為替証拠金取引に関する主要な用語

・アスク（オファー）

金融商品取引業者が価格を示して特定数量の商品を売付ける旨の申出をすることをいいます。お客様はその価格で買付けることができます。

・一般顧客（いっばんこきやく）

金融商品取引に関する専門的知識及び経験を有すると認められる金融商品取引業者もしくは適格機関投資家等または資本の額が5億円以上の株式会社にもいずれも該当しないお客様をいいます。

・受渡日（うけわたしび）

取引した通貨を交換する日であり、決済日のことをいいます。

・売ポジション（うりポジション）＝売建玉（うりたちぎよく）

売付取引のうち、決済が終了していないものをいいます。

・売決済（うりけっさい）

買ポジションを手仕舞う（買ポジションを減じる）ために行う売付取引（転売）をいいます。

・店頭外国為替証拠金取引（がいこくかわせしょうきんとりひき）

通貨を売買する外国為替取引と取引金額よりも少額の証拠金を預託して大きな取引を行う証拠金取引を合成した取引をいい、店頭デリバティブ取引の一つです。

・買ポジション（かいポジション）＝買建玉（かいたちぎよく）

買付取引のうち、決済が終了していないものをいいます。

・買決済（かいけっさい）

売ポジションを手仕舞う（売ポジションを減じる）ために行う買付取引（買戻し）をいいます。

・カバー取引（カバーとりひき）

金融商品取引業者がお客様を相手方として行う店頭外国為替証拠金取引の価格変動によるリスクの減少を目的として、当該店頭外国為替証拠金取引と取引対象通貨、売買の別等が同じ市場デリバティブ取引又は他の金融商品取引業者その他の者を相手方として行う為替取引又は店頭外国為替証拠金取引をいいます。

・金融商品取引業者（きんゆうしょうひんとりひきぎょうしゃ）

店頭外国為替証拠金取引を含む金融商品取引を取り扱う業務について、金融商品取引法による登録を受けた者をいいます。

・逆指値注文（ぎゃくさしねちゅうもん）

売買取引注文で指定した値段よりも上がったら買い、下がったら売るという注文です。一

例として、ストップオーダー売ポジションを手仕舞う（売ポジションを減じる）ために行う買付取引をいいます。

・ **差金決済（さきんけっさい）**

取引の決済にあたり、原商品の受渡しをせず、算出された損失または利益に応じた差金を授受することによる決済方法をいいます。

・ **指値注文（さしねちゅうもん）**

価格の限度（売りであれば最低値段、買いであれば最高値段）を示して行う注文をいいます。これに対し、あらかじめ値段を定めずに行う注文を成行注文といいます。

・ **証拠金（しょうきん）**

取引の契約義務の履行を確保するために差入れる資金をいいます。

・ **スプレッド**

買値と売値の差。ビッド・レート（お客様のお取引できる現在の売値）とアスク・レート（お客様のお取引できる現在の買値）の差をいいます。

・ **スワップポイント**

各通貨の金利差に基づき算出される額をスワップポイントといいます。金利差の状況によってスワップポイントの受取り、または支払いとなります。スワップポイントによる損益額はロールオーバー取引時に確定いたします。

・ **デリバティブ取引（デリバティブとりひき）**

その価格が取引対象の価値（数値）に基づき派生的に定まる商品の取引をいいます。先物取引及びオプション取引を含みます。

・ **店頭金融先物取引（てんとうきんゆうさきものとりひき）**

店頭外国為替証拠金取引のように、金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場及び外国金融商品市場によらずに行われる通貨・金利等の金融商品のデリバティブ取引をいいます。

・ **店頭デリバティブ取引（てんとうデリバティブとりひき）**

金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場及び外国金融商品市場によらずに行われるデリバティブ取引をいいます。

・ **レバレッジ**

預け入れた現金で何倍分の取引が出来るかということを行います。

・ **特定投資家（とくていとうしか）**

店頭金融先物取引を含む有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有すると認められる適格機関投資家、国、日本銀行等をいいます。一定の要件を満たす個人は特定投資家として取り扱うよう申出ることができ、一定の特定投資家は特定投資家以外のお客様として取り扱えるよう申出ることができます。

・ 値洗い（ねあらい）

毎日の市場価格の変化に伴い、評価替えする手続きを値洗いといいます。

・ 成行注文（なりゆきちゅうもん）

あらかじめ価格を設定しないで行う注文をいいます。

・ ビッド

金融商品取引業者が価格を示して特定数量の商品を買付ける旨の申出をすることをいいます。お客様はその価格で売付けることができます。

・ ヘッジ取引（ヘッジとりひき）

現在保有しているかあるいは将来保有する予定の資産・負債の価格変動によるリスクを減少させるために、当該資産・負債とリスクが反対方向のポジションを先物市場や店頭市場で設定する取引をいいます。

・ ロスカット

お客様の損失が所定の水準に達した場合、金融商品取引業者がリスク管理のため、お客様の未決済ポジションを強制的に決済することをいいます。

・ ロールオーバー

店頭外国為替証拠金取引において、同一営業日中に反対売買されなかった未決済ポジションを翌営業日に繰り越すことをいいます。

・ 両建て（りょうだて）

同一通貨ペアの売建玉と買建玉を同時に持つことをいいます。お客様にとって買付け価格と売付け価格の差、手数料及び証拠金を二重に負担すること、支払いのスワップポイントと受取りのスワップポイントの差を負担することなどのデメリットがあり、経済合理性を欠くおそれがあります。

平成 21 年 6 月 11 日制定

平成 21 年 11 月 2 日改訂

平成 22 年 2 月 1 日改訂

以 上

当社の承諾を得ずに無断で複写・複製する事を禁じます。